

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令
規制の名称	化学物質に係る労働者の健康障害防止のための規制強化
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	労働基準局安全衛生部
評価実施時期	令和3年9月

規制の目的、内容及び必要性	<p>【現状及び問題点】 化学物質による休業4日以上労働災害は年間450件程度で推移している。そのうち法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものはその約8割を占める状況にある。これは、化学物質に対して国がリスク評価を行い規制対象に追加することで、事業者が規制による負担を避けるため、当該物質の使用をやめて、危険性・有害性を十分確認・評価せずに規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が取られず労働災害が発生することが一因に挙げられる。 現時点で規制の在り方を見直し、これら現状を改善しない限り、年間約450件の化学物質による労働災害は、同水準で発生し続け、さらにこれら数字ではとらえられない20～30年後の将来における化学物質を原因としたがんの発症リスクが依然高いまま放置されることとなる。 このため、専門家、実務者等と議論を行い、職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会にて、「化学物質ごとに、国がリスク評価を行い、規制対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を法令で定める」という従前の仕組みを、「国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する」ことを原則とする仕組みへと見直すことで、危険性・有害性のある全ての化学物質に対して、より実現性の高い対策を各事業場の実情にあわせて選択・実施することを可能とする仕組みの検討を行ってきた。</p> <p>【規制の目的、内容】 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(令和3年7月19日公表。)の内容を踏まえ、以下の3点の改正を行い、危険性・有害性のある化学物質による労働災害を防止できる仕組みを構築する。 ・労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の拡大 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第31条の2の規定により注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第9条の3において、化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備に限定している。この設備の範囲について、国がGHS分類を実施済みである危険有害性を有する全ての化学物質(以下「GHS分類済み危険有害物」という。)を製造し、又は取り扱う設備に対象を拡大することとする。 ・職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大 法第60条の規定において、事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないこととされており、令第19条において、その業種を定めている。この職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種を追加することとする。</p>
---------------	--

	<p>・名称等の表示、又は通知すべき化学物質の追加 GHS分類済み危険有害物のうち、新たにアクリル酸二―(ジメチルアミノ)エチル他236物質を令別表第9に掲げる名称等を表示し、又は通知すべき危険有害物に位置づける改正を行う。これにより、当該化学物質を譲渡し、又は提供しようとする者は、容器、包装等に名称等を表示し、相手側に対して一定の危険性又は有害性について記された文書(以下「SDS」という。)を交付するとともに、事業者がこれらの化学物質を製造し、又は取り扱うときにはリスクアセスメントの実施を行うことを義務付ける。</p> <p>【規制の必要性】 令別表第9に掲げられた物質以外のGHS分類済み危険有害物又は令第19条で定める業種以外の業種においても化学物質による労働災害事案が多発している。したがって労働者の職業性疾病等の発症による健康障害防止のために、法的拘束力を持つ方法によって本規制を実施する必要がある。</p>
直接的な費用の把握	<p>本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHS分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う設備の改修等を発注する注文者による、危険有害性等を記載した文書の交付(1物質当たり数千円～) ・文書交付を受けた請負人における、当該文書に記載されている危険有害性情報等に基づく労働災害を防止するために必要な措置(換気の措置、保護具の備え付け等)(1物質当たり数万円～) ・職長教育(1人当たり数千円～) ・容器・包装への表示(1物質当たり年間数万円～) ・SDSの交付(1物質当たり数千円～) ・リスクアセスメントの実施(1物質当たり数百円～) <p>国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ この度の改正は、許認可等行政手続きを伴う改正ではないため、国において、事務経費等の行政の費用が増加することはない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>【労働者への便益】 化学物質のばく露の防止等により、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害を防止することができる。</p> <p>【事業者への便益】 健康障害防止措置を実施することにより、労働災害の補償リスクを低減することができる。また、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。こうした負担の軽減は、事業者の経営の安定化に資するものと考えられる。</p> <p>【国民全体への便益】 労働者としての国民1人1人の健康確保が図られる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特になし。

費用と効果(便益)の把握	<p>本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の健康障害の防止に資することである。</p> <p>費用については、アクリルアミド等他の危険有害物に対しても既に同様の規制を図っており、今回の規制も同様の枠組みで許認可等行政手続きを伴うものではないことから、行政の費用が増加することはない。また事業者については遵守費用は発生するものの、労働災害の補償リスクの低減等により、遵守費用以上の便益を得ることができることから、本規制による義務付けは適当と判断する。</p>
代替案との比較	<p>本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の健康障害の防止に資することである。</p> <p>費用については、アクリルアミド等他の危険有害物に対しても既に同様の規制を図っており、今回の規制も同様の枠組みで許認可等行政手続きを伴うものではないことから、行政の費用が増加することはない。また事業者については、遵守費用は発生するものの、労働災害の補償リスクの低減等により、遵守費用以上の便益を得ることができることから、本規制による義務付けは適当と判断する。</p> <p>一方、代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者において、遵守費用が発生するにもかかわらず、一方で法的拘束力を伴わないことから、対策を取らない事業者が発生し、事業者間で不公平な状況を生じさせてしまう。さらに、当該事業者の経営する企業では必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業性疾病等の健康障害防止について効果が限定されてしまう。</p>
その他の関連事項	<p>規制の検討段階やコンサルテーション段階において本評価書等の活用は行っていない。</p>
事後評価の実施時期等	<p>米国労働衛生専門家会議等の国際機関等において職業ばく露限界値等の評価の見直しを行う場合及び化学物質による労働災害が多発した場合等に見直しを行う。なお、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、当該見直しが行われない場合は、最長でも5年以内に事後評価を実施する。</p>